



不用品買い取りのはずだったのに 貴金属を買い取られてしまった！



事例1 「どんなものでもいいから売ってほしい」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日自宅に訪れた際に着物類を見せたところ「アクセサリーや金貨はないか」などと男性にせかされた。慌てて形見の指輪などの貴金属を出したところ、合計1,200円の明細書とお金を渡され、物品を持ち帰られてしまった。売る気はなかったので取り戻したい。

事例2 不用品の買取を行うという折り込みチラシが入り、不用品を持ち込んだがその場では買い取りしてもらえず、住所と電話番号を聞かれた。その後自宅に訪れた際に「持ち込んだ商品は古くて買い取れない、貴金属はないか」としつこく言われた。

アドバイス

- 最初の電話で承諾していない「貴金属」などの売却を迫られても、きっぱりと断りましょう！
- 勧誘電話がきても安易に訪問を承諾しないようにしましょう！
～不用品の買取を装って住所などの情報収集をしています。

気軽に個人情報を伝えてはいけません！～



お断りします

断っても帰らない等
怖いと感じたら
110番しましょう！



訪問買い取りの禁止行為

- ◎突然自宅に訪問して、「不用品・貴金属はないか」と買い取りの勧誘をする
- ◎電話で勧誘され、その時に約束した以外の物を買取る
- ◎一度断った相手に、再度勧誘する
- ◎だましたり、居座って強引に買取る

契約書面の受領日から8日以内であればクーリング・オフが適用されます
(契約書面を受け取っていない場合は、8日を過ぎても適用)

「この契約大丈夫?」「これって怪しい?」など不安な時は相談してください！



当別町消費生活相談窓口 ☎ 0133-23-3209

当別町役場1F(平日午前8時45分～午後5時15分)

▲
過去の見守り情報